

# 庄原市補助金ガイド

本市には、市民の皆さんの生活や活動を応援するさまざまな補助制度があります。その中から主なものをご紹介します。

補助制度の詳細は、担当課・各支所担当室にお気軽にお問い合わせください。

その他の補助制度はこちらをご覧ください。

【補助金ガイドブック】

[https://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/government/system/cat01/post\\_664.html](https://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/government/system/cat01/post_664.html)



## 定住・創業支援

### 定住促進奨励金

住宅の取得などを行った転入定住者に対し、奨励金を交付します。

#### ■対象者

- 令和3年4月1日以後に、住宅の取得または改修を完了した、次の項目のすべてに該当する転入定住者
- 転入した日から4年以内に交付申請を行うこと
- 10年以上の定住を誓約すること
- 自治会に加入していること

#### ■対象事業および交付額

- 新築住宅取得 80万円
- 中古住宅取得 40万円
- 住宅改修 40万円

## 地域材活用

### 地域木材住宅建築普及奨励金

市内で庄原産木材を使用し、自らの住宅を、新築または改修して居住する人に奨励金を交付します。

#### ■対象住宅

- 一戸建ての木造住宅
- ※主要構造部材などに庄原産木材を使用し、その証明書を添付すること
- ※現地調査による確認を実施

#### ■交付額

- 2㎡以上5㎡未満 10万円
  - 5㎡以上10㎡未満 20万円
  - 10㎡以上20㎡未満 40万円
  - 20㎡以上 60万円
- 問 林業振興課林業振興係  
☎0824・73・1124

## 生活環境改善

### 農林施設整備事業補助金

地元受益者が実施する農林業基盤（農林道など）の整備事業に対して補助金を交付します。

#### ■交付額

- 事業に要する経費と、市が定める標準設計による工事費用を比較し、いずれか低い額に20%を乗じた額
- ※ただし、条件を満たす農林施設災害復旧工事については62.5%を乗じた額

## ○加算

転入者数および中学校修了前の子どもの人数に応じて、それぞれ5〜10万円加算

※本人または配偶者が所有する住宅  
※新築住宅取得は経費が80万円以上、中古住宅取得および住宅改修は経費が40万円以上のもの

#### 問 自治定住課定住推進係

☎0824・73・1257

## 創業サポート補助金

市内で創業または第二創業する中小企業者などに対し、補助金を交付します。（業種の指定がありません）

#### ■対象者

- (1)(2)のいずれかに該当するもの
- (1)中小企業者で、市内に本店を有する法人または個人事業主として市内に住所を有し、主たる事業所を市内に置くもの
- (2)市内に住所を有する者で、特定創業支援事業を受け、市区町村から証明書を発行されたもの

#### ①店舗等設置費補助事業

##### ■対象経費

店舗などの取得、新設または改装に係る費用

##### ■交付額

- 対象経費の3分の1以内
- 取得または新設 上限200万円
- 改装のみ 上限100万円

## ②店舗等借上料補助事業

### ■対象経費

店舗などの借上料（2年間を限度）

### ■交付額

対象経費の2分の1以内で、上限月額4万円

#### ③市場調査費補助事業

### ■対象経費

市場調査の外部委託に係る経費

### ■交付額

対象経費の3分の1以内で、上限50万円

#### 問 商工観光課商工振興係

☎0824・73・1178

## 農業・畜産業支援

### がんばる農業支援事業補助金

本市で農業経営を行うために、機械施設などを整備する農業者に補助金を交付します。

#### ■対象事業

- ①他の補助事業の対象とならない農畜産物生産に直接必要な機械施設の整備事業（中古農機具などは、業者の見積書を添付するものが対象）
- ②高付加価値化による農畜産物の販売拡大のための開発、および加工する機械・施設の整備事業
- ③家畜自給粗飼料生産に関わる農機具などの整備事業

## ■交付額

### ①一般型

対象事業に係る経費の4分の1以内で、上限22万5千円

※ただし、米の生産に直接必要な機械施設は対象外

### ②認定農業者型

農業経営改善計画に導入計画がない場合は対象事業に係る経費の4分の1以内、農業経営改善計画に導入計画のある場合は5分の2以内で、上限は40万円

※ただし、米の生産に直接必要な機械施設は、農業経営改善計画に導入計画のある場合のみ対象

#### 問 農業振興課農業振興係

☎0824・73・1131

## 比婆牛ブランド化促進事業

繁殖母牛群の造成に取り組み農家や比婆牛素牛の肥育に取り組み農家などに助成金を交付します。

#### ①あづま蔓導入・自家保留助成金

■交付額 1頭につき5万円

#### ②あづま蔓・比婆牛素牛造成人工授精・受精卵移植助成金

■交付額 1受胎につき1回1万円

#### ③比婆牛素牛導入助成金

■交付額 1頭につき10万円

#### 問 農業振興課畜産振興係

☎0824・73・1227

## 生ごみ処理機器購入補助金

生ごみ処理機器を購入、設置した人に補助金を交付します。

### ■交付額

購入費の2分の1以内で、上限は1万6千円

#### 問 環境政策課環境政策係

☎0824・72・1398

## 地域ごみ集積所設置補助金

新たにごみ集積所を整備する地域に補助金を交付します。

### ■交付額

整備費用の2分の1以内で、上限は4万円

#### 問 環境政策課リサイクルプラザ係

☎0824・72・1398

## 木造住宅耐震改修促進事業補助金

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震診断、耐震改修などの工事に対して補助金を交付します。

### ■交付額

- 耐震診断は診断費用の3分の2以内で、上限は4万円
- 耐震改修工事は工事費用の5分の4以内で、上限は100万円
- 現地建替え工事は工事費用の5分の4以内で、上限は100万円
- 非現地建替え工事は除却費用の23%以内で、上限は83万8千円

## 住宅リフォーム支援事業補助金

自宅のリフォームに対して補助金を交付します。

### ■交付額

リフォーム経費の10分の1以内で、上限は10万円

※ただし、過去にこの補助金を受けていない人および住宅のみ

#### 問 都市整備課管理係

☎0824・73・1172

## 老朽危険建築物除却促進事業補助金

防災、衛生、景観環境へ影響を及ぼす、老朽化した危険な空き家の除却工事に対して補助金を交付します。

### ■補助対象

現在使用されていない住宅で、市が老朽危険建築物と認めたもの

### ■対象者

○対象建築物の所有者または相続人  
○対象建築物がある土地の所有者または相続人

### ■交付額

対象経費の3分の1で、上限は30万円

#### 問 都市整備課建築係

☎0824・73・1151

**ブロック塀等安全確保事業補助金**

地震により倒壊の恐れのあるブロック塀などの除却、建て替え工事に対して補助金を交付します。

**補助対象**

道路などに面し、道路面からの高さが80センチ以上で、倒壊の恐れがあると認められるもの

**交付額**

対象工事費の3分の2以内で、上限は除却工事が15万円、建て替え工事が30万円

問 都市整備課建築係

☎0824・73・1151

**芸備線利用促進**

**芸備線グループ利用助成金**

芸備線・木次線を利用する市民グループの運賃の一部を助成します。

**対象者**

市民を含む4人以上のグループ

**助成対象区間**

○市内の駅から新見駅までの区間

○市内の駅から三次駅までの区間

○市内の駅から木次駅までの区間

※この区間を越えて利用した時は、この区間分を助成対象とする

**助成対象経費**

市内の駅を出発駅または到着駅とする、片道・往復の普通旅客運賃

**助成金**

対象経費の3分の2以内で、上限3万円

問 地域交通課地域交通係

☎0824・73・1156

**安心・安全**

**LED防犯灯設置補助金**

LED防犯灯を新規設置する自治会などに対して補助金を交付します。

**交付額**

対象経費の3分の2で、上限は4万2千円（1基当たり）

問 危機管理課危機管理係

☎0824・73・1206

**自主防災組織活動補助金**

各種防災活動（①地域防災活動、②防災資機材整備）を行う自主防災組織に対して補助金を交付します。

**交付額**

対象経費の5分の4以内で、上限は300万円（①②合わせて）

※各事業につき毎年度1回限り

問 危機管理課危機管理係

☎0824・73・1206

**運転免許返納高齢者支援事業**

自主的に運転免許を返納した65歳以上の人へ、タクシー券または広島県交

通系ICチャージ券を交付します。

**交付額**

①1万円相当の市内タクシー利用助成券

②1万円相当の広島県交通系ICカードチャージ券

※①②のうちいずれかを交付

※申請は1人1回限り

問 危機管理課危機管理係

☎0824・73・1206

**社会福祉支援**

**買物弱者対策支援事業補助金・奨励金**

高齢者、障害者などの見守り活動を伴う移動販売を行う事業者に対し、補助金・奨励金を交付します。

**対象者**

次のいずれの要件も満たすもの

○市内に事業所を有する法人、個人事業主、もしくはNPOまたは法人格を有する自治振興区

○移動販売を週2日以上行い、当該移動販売において見守り活動を行うもの

○移動販売の実施に必要な資格などを有するもの、または有する見込みがあるもの

**①移動販売車購入等補助金**

**対象経費**

移動販売車の購入または更新に係る経費

**交付額**

対象経費の2分の1以内で、上限

150万円（1事業者1回限り）

**②高齢者等見守り活動奨励金**

**交付額**

○20世帯以上 月額1万円

○30世帯以上 月額1万5千円

○40世帯以上 月額2万円

○50世帯以上 月額3万円

※別途要件がありますので、詳しくはお問い合わせください

問 社会福祉課社会福祉係

☎0824・73・1153

**介護人材確保**

**庄原市介護人材確保事業補助金**

市内に所在する介護事業所などに、介護職員として新たに就職し、1年間継続して就労した人へ補助金を交付します。

**補助金額**

①介護資格を有する人

○転入雇用者または新卒雇用者 20万円

○その他 15万円

②介護資格を有しない人

○転入雇用者または新卒雇用者 10万円

○その他 5万円

※別途要件がありますので、詳しくはお問い合わせください

問 高齢者福祉課介護保険係

☎0824・73・1167